

見附市空家等の適正管理に関する条例（令和 3 年見附市条例第 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に規定する対策その他本市における空家等に係る対策を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>（1） 市民等 市内に居住する者及び市内に建物その他の工作物、土地及び立木を有する者並びに市内の事務所又は事業所に勤務する者をいう。</u></p> <p><u>（2） 所有者等 所有者、占有者、相続人その他の当該空家等を管理すべき者をいう。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。</u></p> <p>（所有者等の責務）</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に規定する対策その他本市における空家等に係る対策を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>（1） 空家等 法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。</u></p> <p><u>（2） 特定空家等 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。</u></p> <p><u>（3） 管理不全空家等 法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等をいう。</u></p> <p><u>（4） 市民等 市内に在住、滞在、通勤又は通学する者、市内の自治組織及び市民活動団体並びに市内に事務所を有する法人その他団体をいう。</u></p> <p><u>（5） 所有者等 所有者、占有者、相続人その他の当該空家等を管理すべき者をいう。</u></p> <p><u>（6） 関係機関 国及び県の機関、警察署その他の関係機関をいう。</u></p> <p><u>2 （削除）</u></p> <p>（所有者等の責務）</p>

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、自らの責任において適切な管理をしなければならない。

(当事者間における解決の原則)

第4条 空家等に関して生じた問題は、当該問題の当事者間において解決することを原則とする

(市民等の役割)

第5条 市民等は、管理不全な状態である空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供することに努めるものとする。

2 市民等は、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、前項に規定する情報に基づき市が実施する必要な措置に協力するものとする。

(市の責務)

第6条 市は、国及び県の機関、警察署その他の関係機関（以下「関係機関」という。）、町内会等と連携し、空家等の適切な管理に関する市民の意識の啓発を行うほか、必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

(特定空家等に係る通知)

第7条 市長は、空家等が市長が別に定める_____特定空家等の基準に該当すると認めるときは、その旨を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

2 市長は、_____特定空家等の所有者等が必要な措置を講じ、その状態が改善され、前項の基準に該当しなくなると認めるときは、その旨を当該_____特定空家等の所有者等に通知するものとする。

(緊急安全措置)

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、自らの責任において適切な管理をしなければならない。

(当事者間における解決の原則)

第4条 空家等に関して生じた問題は、当該問題の当事者間において解決することを原則とする

(市民等の役割)

第5条 市民等は、管理不全な状態である空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供することに努めるものとする。

2 市民等は、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、前項に規定する情報に基づき市が実施する必要な措置に協力するものとする。

(市の責務)

第6条 市は、関係機関及び市民等_____と連携し、空家等の適切な管理に関する市民の意識の啓発を行うほか、必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

(_____通知)

第7条 市長は、空家等が市長が別に定める管理不全空家等又は特定空家等の基準に該当すると認めるときは、その旨を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

2 市長は、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等が必要な措置を講じ、その状態が改善され、前項の基準に該当しなくなると認めるときは、その旨を当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に通知するものとする。

(緊急安全措置)

管理人の選任に必要な手続を行うことができる。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、_____特定空家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。